

# 私立小中学校等における学費軽減補助制度 ～平成29年度からスタートします！！～

## ● 授業料等について年額10万円を支援します。

○学校が代理受領し、授業料等を減額します。

※授業料等の金額が10万円を下回る場合、授業料等相当額までの支援となります。

## ● 以下の全ての条件を満たした方が補助の対象です。

○ 年収約400万円（申請年度の市町村民税の所得割額が10万2,300円）未満の世帯であること。

○ 平成29年7月1日現在、埼玉県内の私立小学校、中学校、特別支援学校（小学部、中学部）に通っていること。

○ 文部科学省が実施する調査に協力すること。

※市町村民税の所得割額は、市町村で発行される課税証明書等で確認できます。

## ● 申請には以下の書類が必要です。

- 1 この補助金の支給申請書
- 2 文部科学省の調査に関する調査票
- 3 市町村民税所得割額を確認できる書類（課税証明書など）

※1、2は通学先の学校から配布されます。

※3については、市町村役場等で取得してください。

## ● 学校を通じて申請してください。

平成29年7月から補助金の受付を開始します。

申請については通学先の学校から案内がありますので、学校の指示に従って手続きをしてください。

この補助金についてご不明点がある場合は、通学先の学校の担当者、または埼玉県学事課「学費軽減ヘルプデスク」までお問合せください。

埼玉県総務部学事課「学費軽減ヘルプデスク」

TEL：048-830-2725

※7/20～11/30の間は [048-762-8282](tel:048-762-8282) におかけください。



さいたまっち



コバトン